

第3版補訂版はしがき

2022年に刊行された『新プリメール民法1 民法入門・総則〔第3版〕』は、多くの読者に手に取っていただくことができた。その刊行からすでに3年半以上が経過し、この間に蓄積された情報や教育経験を反映させる必要が生じているため、今回、第3版を補訂することとした。補訂に際して叙述内容をあらためて検討したが、修正は最小限にとどめ、予定されている改正法への対応など大幅な改訂は次回以降の版に期したい。

近年、法曹養成制度全体の見直し・短期化が進み、法学部・法科大学院の人氣が徐々に回復しつつある。いくつかの大学では、法科大学院教育と連携した法曹養成コースや、将来の法曹志望者を念頭に置いた特別コースも設けられている。他方で、学部学生に対する法学教育の充実も重要な課題である。

本書は、学部における一般的な民法教育に資することを目的とするとともに、初学者に民法を学ぶことの面白さと重要性を伝えることにも重きを置いている。初学者向けの教科書において、民法の姿をいかに適切に伝えるかについて、確たる正解を見出すことは容易ではない。今後も試行錯誤を続けていくほかないが、そのためにも、本書の読者からの積極的なフィードバックを得られれば幸いである。

本書が、引き続き法学・民法教育の基礎を提供する役割を果たし、広く受け入れられることを願っている。

最後に、本補訂に際しても変わらぬご支援をいただいた法律文化社の野田三納子氏に、心より感謝申し上げます。

2026年3月

執筆者を代表して
中田邦博

はしがき

本書は、『新プリメール民法』シリーズの第1巻「民法入門・民法総則」である。『プリメール民法1 民法入門・民法総則』の改訂版として計画されたものであるが、新たな出発であることを示すために、他の巻も含めて書名に「新」を付加した。

旧著は、幸いにも多くの読者を得ることができたが、その最新版〔第3版〕の刊行からすでに10年以上も経過し、また2017年に改正民法が成立し、その内容を反映することが必要となった。新たな時代の要請に応えるために、この機会に全面的な見直しを行った。

本書は、大学・法学部での民法の講義科目「民法総則」の教科書として利用されることを念頭に執筆されており、これまでと同様に、『プリメール民法』が目指した「民法教育のための教科書」としての精神を引き継ぎ、発展させることを意図している。

民法教育は、法学教育の一部であり、現在の法学教育の状況からの影響を免れることはできない。司法改革の一環として2004年に成立した法科大学院は、法曹養成に大きな貢献をしてきたが、他方で、弁護士が多すぎるとの声も強まり、法曹人口の抑制が現実となった。こうした動きは、法科大学院の不人気、さらには法学部不人気へと波及し、さらには法学教育や司法制度の重要性の認識を薄れさせることにつながってしまい、今や法科大学院の半数が閉鎖される状況が生まれている。

さらに、18歳人口の激減が大学経営に大きな影を落としつつあり、その結果、大学の生き残り策として、毎年どこかの大学で目新しい名前の学部や学科が生まれている。受験生の注目を引くために何か目新しいことが必要とされ、「伝統的な」法学の魅力を伝えきれていないのかもしれない。

では、法学という学問の魅力は何であろうか。法学は、伝統的なものであると同時に、実践的かつ理論的な学問である。社会のあり方を理解し、また批判的な視点を持つとうとする者にはきわめて興味深い対象となる。

法は、つねに生成、変遷しており、つねに新しい現象に向き合い、その解決の方向性を生み出すことが求められている。法学を学べば、人の人生にかかわるルールを知り、それを使い、新たな方向を示すことできる能力を養うことができる。法のあり方をめぐる議論は、社会をどのように変えていくか、どのように変わるべきかといった問題と直結している。さらに、法は社会を平和に保つために不可欠の要素となっている。このような側面をみれば、法学という学問がいかに魅力的かよくわかるように思われる。

ヨーロッパの伝統の中では、法学は、医学と並んで最も伝統的な学問分野として発展してきたという歴史がある。アメリカのロースクールは、大学で一般的な学問を学んだ後に進む大学院として位置づけられている。いずれにせよ、そこでは、法学教育の重要性と必要性が疑われることはないのである。

私たちの社会には、さまざまなルールが存在しており、それが網の目のように張りめぐらされている。民法は、こうしたルールの中核的基礎として位置づけることができる。そして、それらの根底においては法的思考が機能している。こうしたルールの意味、思考方法、それを学ぶ面白さを伝えるのが、法学教師としての私たちの使命である。

本書は、法学教育の一環としての民法教育の最初の段階を担う重要な役割を果たさなければならない。私たちは、本書が、民法教材としてのそうした利用に値するものとなっていること、また民法を真摯に学ぼうとする人々に、その意味と面白さを伝えるものとなっていることを切に望んでいる。

今回の改訂から、旧シリーズで指導的な役割を担っておられた安井宏教授（関西学院大学名誉教授）が勇退されることになった。教授のこれまでのご厚情に対して心からの感謝の意を表するとともに、本書への情熱を受け継ぐことをお約束することにした。

最後に、本書の企画段階から、綿密かつ丁寧なサポートをしてくださった法律文化社の野田三納子氏に対して、心からの謝辞を述べることにしたい。

2018年3月

執筆者一同